

金ケ崎町国民健康保険金ケ崎診療所 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導運営規程

(主旨)

第1条 金ケ崎町国民健康保険金ケ崎診療所（以下、「国保金ケ崎診療所」という。）が実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 国保金ケ崎診療所、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 国保金ケ崎診療所が実施する居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 居宅療養管理指導の実施に当っては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係区市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	金ケ崎町国民健康保険金ケ崎診療所
所在地	岩手県胆沢郡金ケ崎町西根樋水98番地
TEL	0197-44-2121

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	医師
員 数	3人

職務内容 医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供及び介護方法についての指導・助言、利用者家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日	午前8時30分から午後5時まで
土曜日（第2・4のみ）	午前8時30分から午前11時30分

なお、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く。

2 前項に掲げる営業日及び営業時間の他、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、金ケ崎町内とする。

(事業の内容)

第8条 居宅療養管理指導等の内容は次のとおりとする。

- (1) 要介護者等及びその家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- (2) 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
- (3) 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行

う。

(4) その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第9条 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

(1) 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、その額の1～3割とする。

(2) 療養管理指導に要した交通費等については、実費を徴収することができる。

(3) 前2号の費用の支払いを受ける場合は、要介護者等または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

(衛生管理等)

第10条 国保金ケ崎診療所は、職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、職員に対する研修を年2回以上実施する。

(虐待防止措置)

第11条 国保金ケ崎診療所は、要介護者等の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、国保金ケ崎歯科診療所及び金ケ崎町訪問看護ステーションと一体的に次の措置を講じる。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置する。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(事業継続計画の策定等)

第12条 国保金ケ崎診療所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第13条 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

2 苦情に対する措置の概要を重要事項説明書に記載し要介護者等または家族に対して説明する。

(事故処理)

第14条 居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、及び要介護者等に係る居宅介護支援事業者に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

2 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 従業者の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2 従業者は業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た要介護者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は国保金ケ崎診療所が定めるものとする。

付則 この規程は令和8年6月1日から施行する。